

横浜市特定医療費(指定難病)支給認定申請書 申請後のご案内

① 受給者証の発行までの期間

申請区分	発行までの目安
新規申請	3～4 か月（医師照会や本人照会時は＋1～2 か月）
変更・再発行	1～2 か月
更新申請	2～3 か月

※申請後受給者証が届くまでに住所等変更が生じた場合は、追加で変更申請が必要です。

※受給者証は角 3 封筒（黄色）にお入れして「特定記録郵便」で郵送いたします。

② 書類の不足や確認が必要な場合

不足書類がある場合や申請書の内容で確認が必要な場合は担当部署からご連絡いたします。臨床調査個人票の内容確認のため指定医師へ照会を行う場合は、再審査となり受給者証の発行までさらに時間を要する場合があります。

※区役所の窓口で確認された内容でも、再度お尋ねすることがあります。ご了承ください。

③ 有効期間の開始日について

受給者証の有効期間の開始日は、臨床調査個人票に記載された「診断年月日」や軽症高額が該当した翌日、やむを得ない事情（1 か月以上の有効期間遡りを希望する理由）などをもとに決定されます。

④ 医療費の払戻し（償還払い）について

有効期間開始日以降、受給者証発行前に指定医療機関で支払った指定難病に係る医療費は、後日、払戻しの対象となる場合があります。受給者証を送付する際に、払戻しの請求書を同封いたします。

※払戻しが可能な医療費は、受給者証の有効期間開始後のご利用分に限られます。ご了承ください。

⑤ 高額な医療費が見込まれる場合

マイナ保険証を提示することで、高額療養費制度の自己負担限度額までの負担で済む場合があります。

⑥ 進捗状況のお問い合わせ

下記問い合わせ先へご連絡いただく際は対象者特定のために、「お電話口の方の氏名」のほか、「1.患者様の氏名」、「2.生年月日」及び「3.住所」をお伺いいたします。

※要配慮個人情報となるため、ご回答ができる方に制限があります。ご了承ください。

【お問い合わせ先】

横浜市健康福祉局 医療援助課 難病対策担当
045-671-4040（コールセンター）